

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表第十五号中「若しくは子」を「、子」に改め、「子に該当しない者」を含む。以下この項において同じ。」「の下に「若しくは孫（子の子をいう。）」を加える。

附則

この人事委員会規則は、平成三十一年一月一日から施行する。